

平成 29 年度 第 1 回石狩市健康づくり推進協議会

■日 時 平成 29 年 6 月 2 日（金） 18 時 30 分～19 時 30 分

■場 所 石狩市役所 5 階 第 1 委員会室

■出席者 下表のとおり

委 員			職 員（事務局）	
役職	氏 名	出欠	所 属	氏 名
会長	阿部 包	○	保健福祉部健康推進担当部長	上田 均
副会長	沢田 茂明	○	保健福祉部保健推進課長	武田 渉
委員	中川 賀嗣	○	保健福祉部国民健康保険課長	宮野 透
委員	我妻 浩治	○	保健福祉部保健推進課主査	廣瀬 芳江
委員	天野 真樹	○	保健福祉部保健推進課主査	白川 晃子
委員	江頭 裕二	○	保健福祉部保健推進課主査	竹瀬 麻紀
委員	大原 宰	○	保健福祉部保健推進課主査	笠井 剛
委員	清野 和彦	○	保健福祉部保健推進課主任	田口 聖悟
委員	清水祐美子	○	保健福祉部保健推進課主事	氏家 峻
委員	飯田 鉄蔵	×	保健福祉部国民健康保険課主査	松木 有紀
委員	大澤 順子	○		
委員	田制 恵子	○		
委員	犬上十美子	○		
委員	三国 義達	○		
委員	佐々木隆哉	○		

■傍聴者 1 名

1. 開 会

事務局（笠井主査）

皆様こんばんは。

本日はご多忙の折、お集まりいただき御礼を申し上げます。まだ飯田委員が到着されていませんが、定刻となりましたので、「平成 29 年度第 1 回石狩市健康づくり推進協議会」を開催いたします。

会長に議事進行をゆだねるまで、私、保健推進課の笠井が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局（笠井主査）

先ずは、資料の確認をいたします。本日の資料は、事前に配付させていただきました、「協議会次第」をはじめ、「座席表」、「委員名簿」、「石狩市健康づくり推進協議会設置要綱」、そして、資料 1 から資料 3 をまとめた別冊の、「平成 29 年度第 1 回石狩市健康づくり推進協議会資料」と

なっております。表紙をめくっていただき、1 ページから 2 ページまでが、資料 1 「石狩市産後ケア事業（宿泊型）について」、3 ページから 5 ページまでが、資料 2 「オールいしかりで取組む健康づくり事業 『量るだけダイエット 100 日作戦』について」、最後に 6 ページ目に、資料 3 「歯周病検診、後期高齢者歯科健診の実績報告について」、となっております。

もし不足や落丁、事前送付資料のお忘れなどがございましたら、事務局にお知らせ願います。

なお、以降の進行及び事務局員からの説明等につきましては、大変恐縮ですが座って進めさせていただきます。

ここで、本日の議題に先立ちまして、事務局より 2 点、ご報告申し上げます。

まず 1 点目ですが、お手元の委員名簿をご覧ください。

本年 2 月の協議会開催以降北海道の人事により、新たに北海道江別保健所長の大原 幸様が、委員としてご就任いただいておりますので、皆様にご報告させていただきます。

ここで、大原委員よりご挨拶をいただきたく思います。よろしくお願いいたします。

大原委員

皆さんこんばんは、4 月から江別保健所に参りました、大原と申します。前任地では、本庁の地域保健課というところで健康づくりを担当させていただいておりましたので、こちらの協議会で少しでもお役に立てればと思いますので今後ともよろしくお願いいたします。

事務局（笠井主査）

ありがとうございました。

また、事務局におきましても、人事異動がございましたので、紹介させていただきます。健康推進担当部長の上田でございます。

事務局（上田部長）

上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（笠井主査）

次に、2 点目となりますが、本日は、飯田委員の 1 名の委員が到着されていませんが、委員定数 15 名のうち、14 名の委員の出席を得ておりますので、設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、本協議会は成立となることをご報告申し上げます。

それでは、協議会次第に従いまして、次第の 2 「諮問書交付」に移ります。

本日の議題となっております、「産後ケア事業（宿泊型）に係る自己負担額について」、皆様に資料を事前に送付させていただきましたが、本年 7 月からの事業化を目指しているものであり、この事業において、利用者から、一定程度の自己負担を求めることで考えております。このことから、利用者の自己負担の在り方など、諮問事項として、この事業内容をご審議いただく必要がございますので、本協議会設置要綱第 2 条に基づき、「諮問書」を会長に交付させていただきます。

2. 諮問書交付

事務局（笠井主査）

それでは、「諮問書」を、保健福祉部健康推進担当部長上田より、阿部会長に交付いたします。

事務局（上田部長）

代読させていただきます。

石狩市健康づくり推進協議会会長 阿部 包様。

次の事項について、石狩市健康づくり推進協議会設置要綱第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

石狩市産後ケア事業（宿泊型）につきまして、利用者より一定程度の自己負担を求めることとしておりますことから、本事業の制度化に向けて、利用者に求める自己負担の在り方についてご審議いただきたく、諮問致します。平成29年6月2日 石狩市長 田岡 克介

どうぞよろしくお願いいたします。

阿部会長

謹んで承ります。よろしくお願いいたします。

事務局（笠井主査）

ありがとうございました。委員の皆様には、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

3. 審 議

事務局（笠井主査）

これより審議に入りたいと存じますが、以後の進行につきましては、阿部会長にお願いいたします。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

阿部会長

皆様、お疲れ様です。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、早速、次第に従い進めて参ります。

本日の議題は、次第の3「産後ケア事業（宿泊型）に係る自己負担額について」の諮問事項と、次第の4の報告事項として、

- 1つ目は、「量るだけダイエット 100 日」作戦の実施について
- 2つ目は、協働事業提案制度によるフェスタの開催について
- 3つ目は、産後うつ予防に関する産前産後の支援体制について
- 4つ目は、歯周病検診、後期高齢者歯科健診の実績報告について

でございます。

以上、諮問議題 1 件、報告事項 4 件となっておりますが、限られた時間でもございますので、皆様のお力をいただき、円滑な運営に心がけたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

まずは、諮問事項の「産後ケア事業（宿泊型）に係る自己負担額」について、事務局から、ご説明いただき、その後、本件に関し皆様からのご意見などをいただきたいと存じます。

それでは、事務局からご説明願います。

事務局（竹瀬主査）

それでは、石狩市産後ケア事業（宿泊型）について、保健推進課竹瀬からご説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。

事業の目的といたしまして、出産後に、家族などから十分な家事や育児等の援助が受けられず、産婦の心身の不調又は育児不安があるなど、支援を必要とする母親を対象に、心身の休息と育児不安の解消を図る機会を提供し、親子の愛着形成を育み、そして産後も安心して育児が継続できることを目的として行います。

次に産後ケア事業の具体的な内容についてです。

（１）実施施設については、市内の産婦人科クリニックであります医療法人社団エナ レディースクリニックと、札幌市の産後ケアを受託しています北海道助産師会所属の札幌市内の助産院にて実施を予定しております。

次の対象者につきましては、市に住所を有する生後 4 か月未満の乳児とその母親であり、家族などから十分な家事、育児等の援助が受けられない方で、心身の不調又は育児不安がある母親等を対象としております。

また、医療行為が必要な方は事業の対象外とし、エナレディースクリニックの利用については、クリニック内の感染症の防止などからクリニックで出産した方で、産後 1 か月未満の母子の利用とします。

次に内容についてですが、利用日数は 1 泊から 5 泊 6 日までとし、利用する方の状況に応じて選択していただきます。

基本は開始日の 11 時頃に来院していただき、その日の昼食、夕食、次の日の朝食までが 1 泊の基本となっており、終了は帰宅日の午前 10 時としています。

ケア内容につきましては、食事以外の空いている時間を中心に、母親の体力回復のために、休息ができる時間を設けることや、精神的ケアや乳房ケアを受けたり、沐浴や抱っこ仕方等の実際の育児に関する練習、育児相談、赤ちゃんの発育発達確認、そして今後子どもとの生活についてや育児について等を、利用者の必要に応じたケアを受けていただきます。

次のページをご覧ください。

石狩市産後ケア事業（宿泊型）の自己負担額（案）についてですが、一般世帯を 1 泊 3,000 円とし、生活保護世帯と市民税非課税世帯を 1 泊 500 円に設定しました。

一般世帯の自己負担額は、事業の委託経費の約 1 割相当額としたところですが、これについて

は石狩管内では、資料の一番下に参考として掲載しています、札幌市が同事業を実施しておりまして、市の事業も、札幌市の実施施設やケア内容がほぼ同じことから、札幌市の算出方法と同様の 1 割負担としたところです。

また、生活保護世帯・市民税非課税世帯については、非課税世帯の入院時食事療養費の日額を参考に 500 円とし、札幌市より負担軽減を図っております。

世帯の所得の考え方としましては、夫婦の所得を世帯の所得とし、ひとり親については、母親のみの所得で、自己負担額を算出することといたしました。

また、国が示しています自己負担額の設定要件及び基本的な考え方につきましては、産後ケア事業の運営要綱に、「利用者から利用料を徴収すること。ただし利用者の所得に十分配慮すること」となっていることから、所得に応じた自己負担額を設定しました。

その他、平成 28 年度、産後ケア事業ガイドライン策定の概況調査によると、宿泊型は、4,000 円～10,000 円が多かったと報告されていることや、札幌市以外の道内市町村で 3,000 円以下の額を設定している自治体の例は、把握できておりません。

最後に事業の実施は、今年度 7 月 1 日を予定しております。

これら産後ケア事業（宿泊型）の内容と自己負担額の設定について、ご審議賜りますようお願い申し上げます。私からは以上です。

阿部会長

ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、これより、ご質問・ご意見をいただきたいと思います。ご意見等ありますでしょうか。

我妻委員

実施施設についてですが、札幌市内の助産院で特に札幌市北区、東区、手稲区の数はいくつありますか。

事務局（竹瀬主査）

只今、札幌市と委託しているところですが、札幌市北区あいの里に 1 件と札幌市西区発寒に 1 件ございまして、石狩市に一番近いところはそこの 2 件になります。

大澤委員

札幌市の利用状況はわかりますか。

事務局（竹瀬主査）

札幌市の方に事業を開始してから利用状況について確認しましたところ、1 か月あたり大体、20 件くらいの利用状況になっております。

犬上委員

この事業は石狩市では、今年度から初めて行う事業ですか。

事務局（竹瀬主査）

はい。初めて行う事業です。

犬上委員

石狩市では、どれくらいの利用を見込んでいるのですか。

事務局（竹瀬主査）

利用見込みについてですが、札幌市の利用状況をお聞きしたときに、札幌市の出生数と毎月の利用割合をみて石狩市の利用見込みを算出してみたところですが、石狩市の出生数から考えると 0.7 人くらいと利用見込みが出たので、毎月 1 人くらいの利用見込みで考えています。

犬上委員

この事業の周知方法はどのように考えていますか。

事務局（竹瀬主査）

周知方法については、広報いしかり 7 月号に簡略版を、8 月号には詳しい内容を記載する予定です。また、母子手帳の交付の際に妊婦さんに窓口で直接ご案内するのと出産後 1 ヶ月前後に赤ちゃんとお母さんの健康状態の把握する事業の赤ちゃん訪問をするときに、この産後ケア事業のご案内を行います。このほか、委託先の医療機関にチラシを置かせて頂くことを予定しています。

大澤委員

産前の方が産後に不安があるから産後ケア事業を利用させていただきたいという話がありますか。石狩市の保健師さんが赤ちゃん訪問で 1 か月を目処に訪問してお母さんの健康状態を見て判断するのはわかりましたが、産前の受付というものはありますか。

事務局（竹瀬主査）

産前から手伝いの人がいなく心配であるなどの訴えがある方については、お話を伺って産後ケアを利用する方向で話しを進めていき、生まれてからどうでしょうかということを聞いてから最終決定をすることで考えております。

中川委員

札幌市が非常に参考になると思いますが、他の自治体で事業を開始しているところはありますか。また自己負担額を教えてください。

事務局（竹瀬主査）

平成 28 年度時点で事業を実施している自治体は、札幌市以外に函館市、北斗市、釧路町で実施しており、自己負担額については、いずれも 1 泊、函館市 7,200 円、北斗市 3,600 円、釧路町 6,200 円です。また、非課税世帯・生活保護世帯については、函館市、北斗市は無料。釧路町は非課税世帯と課税世帯の一人親は 3,100 円、生活保護世帯と非課税世帯の一人親は無料で実施しております。

天野委員

只今、他の自治体の自己負担額について教えていただきましたが、石狩市は札幌市の施設利用も検討しているとのことで、札幌市と自己負担額の考え方を合わせたとのことですが、このうち、非課税世帯と生活保護世帯の自己負担額が札幌市とは違う額を設定しており、この非課税世帯・生活保護世帯の自己負担額と一般世帯との違いについて、石狩市としては、どのような事情により札幌市と違う設定をされたのでしょうか。

事務局（武田課長）

石狩市と札幌市は隣接していること、札幌市は 1 年間の実績があること石狩市民が利用する施設に札幌市があること、サービス内容もほぼ同様の内容なのでそこをベースに考えていくのは一番妥当ではないかと思います。

自己負担額についても、色々な設定がありますけれども、北海道内を見ても高くない設定をしていますし、負担割合も札幌市と同様に委託料の 1 割程度であれば問題はないと思います。

非課税世帯については、国の要綱の中に所得に合わせた自己負担額の軽減をしてくださいということになっていますし、札幌市にその話を伺うと単純に半分は自己負担としていただくということになっています。

石狩市としては、サービス提供は非課税世帯の方はなるべく低く抑えたいというところでサービス内容にかかる経費は無料ということにしています。ですが食事については、ケアサービスを受けていなくても自宅にいても食費はかかるので最低限の食費ということで 500 円をいただくという設定をしております。非課税世帯の入院時食事療養費の金額を参考に 500 円に設定し、札幌市よりは低く設定したところです。

阿部会長

ありがとうございます。500 円というのは、いわば食事代ということですね。

他にございませんか。無いようなのでこれで質疑を終了させていただきます。よろしいですか。無いようですので、質疑応答を終了いたします。

それでは、本件に関しては、只今、ご説明、ご提案いただいた通りで、協議会としては、特に支障なしということで答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、今回の結果に基づき、答申書の内容につきましては、私と事務局とで調整し、本日付けで、市長に提出したいと思います。

4. 報告事項

阿部会長

それでは報告事項に移りたいと存じます。

1 点目の、「量るだけダイエット 100 日」作戦の実施について、事務局より説明をお願いします。

事務局（廣瀬主査）

私からは、資料 2、今年度からの新規事業であります、オールいしかりで取り組む健康づくり事業「量るだけダイエット 100 日作戦」についてご説明いたします。

本事業は、前回の協議会でも概要の説明をさせていただきましたが、事業スケジュールや実施内容の案が決まってきましたので、改めてご説明いたします。

まずは、3 ページをご覧ください。この事業で参加者が行なうことは、100 日の間、毎日朝と夜に体重を量って記録するだけという誰でも気軽にできるシンプルな内容です。体重測定を習慣化することで、体重が増える原因となっている生活習慣を知り、適正体重に近づける又は維持するという取り組みです。

次に推進体制と書かれている下の図をご覧ください。

「量るだけダイエット 100 日作戦」は、保健分野のみならず、スポーツ関係団体や商店などにも参画を呼びかけ、オールいしかりで取り組む計画推進の柱となる事業として実施します。

本事業をオールいしかりで取り組む事業に選んだ理由としては、計画策定時に行なったアンケート調査の結果、40 歳・50 歳代の男性の約半数が肥満であるということや特定健康診査の結果、男性の約半数が腹囲 85cm 以上のメタボリックシンドロームの基準を上回っている実態があるためです。また、ダイエットは健康づくりにおいて市民の関心が高い事柄でもあります。さらに、減量においては、栄養・運動・睡眠など様々な要素が関係することから、多くの関係団体に参画を得やすいテーマであるためです。

現在、図の中で囲った団体、藤女子大学・食生活改善推進協議会・体育協会・農協・商工会議所などに協力を依頼し、具体的に内容の検討を進めているところです。

また、本事業の参画団体には、健康づくり応援団となっていただき、他の作戦においても推進の旗振り役となっていただけるよう働きかけていきたいと考えております。

次に 4 ページをご覧ください。事業対象は、18 歳から 74 歳の石狩市在住者又は通勤通学者で、BMI 23 以上または腹囲がメタボリックシンドローム該当となる男性 85cm 以上・女性 90cm 以上の方です。BMI とは、体格指数のことで、下に説明しているとおり、体重÷身長÷身長で算出します。

肥満の該当は、BMI 25 以上ですが、肥満の予防・適正体重の維持という観点から少し早めの BMI 23 以上を対象とします。申込期間は、平成 29 年 8 月 1 日～9 月 1 日で、募集定員は 300 名です。実施期間は、平成 29 年 9 月 11 日～12 月 19 日までの 100 日間です。

実施期間中にはページ番下に記載しています参加特典として、参加者の取り組みを応援する企画を実施します。様々な応援企画で参加者が楽しく・効果的に取り組むことができるように支

援します。また、民間企業等との連携で外出の機会を増やすことにより、地域活性化も図るねらいです。

内容として6項目挙げていますが、まず、①の内臓脂肪の測定は、お腹に巻いて内臓の脂肪量を測定する器材を借り、実施期間の前後に測定します。生活習慣病予防には、体重だけでなく、内臓脂肪に着目することが重要であり、自分の内臓脂肪量を知ってモチベーション向上につなげることが目的です。これは、市では初めての取り組みです。②の栄養・運動講座は、減量の正しい知識を提供する講座です。③の食事写真の送信による栄養診断は、食事の写真を撮ってメールで送ってもらい、それを藤女子大学の学生がバランスガイドに照らして診断し、アドバイスをするものです。④の電子メールによるイベント情報や応援メッセージの配信は、メール配信の登録をした参加者に対してスポーツイベントや参加団体のイベント等の情報や減量のワンポイントアドバイスなどの情報を発信するものです。⑤の協賛店の特典やスポーツ施設の利用特典については、協賛するお店やスポーツ施設などの利用割引・サービス特典のほか、スタンプラリーを行なう予定です。外出の機会を増やして活動的に過ごしていただくとともに市内の施設やお店等も知ってもらいきっかけとなればよいと考えています。⑥の達成した人への景品については、事業終了後に表彰式を行い、目標達成者に抽選で景品を授与するものです。参加特典については、それぞれの内容について、希望の方に参加していただきます。

次に5ページの作戦スケジュールをご覧ください。事業開始前にキックオフ講座として株式会社タニタの管理栄養士をお招きして「～タニタ食堂に学ぶ500kcal 満腹定食のコツ～」と題した講演会を開催します。この講演会は、100日ダイエットに参加しない人も参加可能な講座として実施する予定です。

以下は、只今ご説明しました内容のスケジュールを記載しています。各種講座などについては、現在、日時や内容の詳細を詰めているところです。また、今後関係団体との協議により、一部内容を変更することもございますのでご了承願います。

市民の皆様には、広報8月号でお知らせするほか、町内回覧、新聞等のメディアなどを通じて周知します。

私からのご説明は以上となりますが、委員の皆様にも参加の呼びかけや内容に関するご意見等是非ご協力下さいますようお願いいたします。

阿部会長

只今の説明について、委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。確認したい内容等ございますか。

大澤委員

事業の結果、評価はどのように行うのですか。

事務局（廣瀬主査）

いくつか評価の項目を考えているところですが、まずは、100日の間継続して体重を計るこ

とができたかどうかということ、あとは自分で目標を立てていただいて、その目標を達成できたかどうかというところを考えています。

大澤委員

自己目標を立てていただいてそれに向かってということですね。市の方で目標を立てるということではないのですね。

事務局（廣瀬主査）

市で、目標を立てるというわけではございません。

阿部会長

男性の参加率何%、女性の参加率何%とか考えていますか。

事務局（廣瀬主査）

男女比の割合というのは考えていませんが、会社勤めの方や、会社ぐるみで参加をしていただきたいなと思っています。

阿部会長

他にございませんか。

無いようですので、2 点目の報告事項に移りたいと存じます。

「協働事業提案制度によるフェスタの開催」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（笠井主査）

私からは、「協働事業提案制度によるフェスタの開催について」ご報告させていただきます。

まず、協働事業提案制度についてですが、地域の課題解決などに向けて、市との協働による、まちづくりの活動を、市民が提案し実現する機会をつくろうとする制度です。

この度、市内の医療機関、介護事業所、社会福祉協議会に従事している方や、目的に賛同する市民との集まりで構成する、有志の団体「いしかり医療と福祉のまちづくりひろば」、通称「いしまち」からの事業提案により、「いしまち」が実施する、介護・福祉などをテーマとしたフェスタと、保健推進課、スポーツ健康課、国民健康保険課が、例年実施している「いしかり健康づくりフェスタ」を、共催という形で協働事業により開催することとなりました。

フェスタの共催に至った“ねらい”としましては、健康、福祉などをテーマとして、地域の方への、情報提供や啓発活動機会の創出や拡充、さらには、それぞれのフェスタの連携により、集客力を高めるなどといった、総合的なフェスタの開催を目指し、参加型のイベントとして、3 年かけて充実させていこうというものです。

現在、市職員数名と、いしまちのメンバー数名、ほか、フェスタの開催目的にご賛同をいただけた方とで構成する、実行委員会において、今年のフェスタの企画会議を進めているところでご

ざいます。

最後に、本年 10 月 21 日、22 日開催の当フェスタにつきまして、催しによっては、申込が必要なものも想定されますが、委員の皆様におかれましては、両日のご都合がよろしければ、是非ご来場いただけますようよろしくお願い申し上げます。

私からは、以上です。

阿部会長

只今の説明について、委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。確認したい内容等ございますか。

具体的な内容が決まったら、またご案内いただけるということでよろしいですね。

事務局（笠井主査）

直接この協議会という場ではございませんが、委員の皆様には、お手紙などでご案内させていただきたいと思います。

阿部会長

他にございませんか。

無いようですので、3 点目の報告事項に移りたいと存じます。

「産後うつ予防に関する産前産後の支援体制」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（竹瀬主査）

私から、産後うつ予防に関する産前産後事業が果たす役割について説明いたします。近年の妊産婦の状況といたしまして、核家族化や自分の親兄弟から離れた「まち」で妊娠・出産することが稀ではなくなり、また何らかの事情で親に頼れない妊産婦や、出産年齢が全体的に上がっていることから、親も高齢化し、産後の手伝いをお願いできないなど、妊産婦を取り巻く状況が大きく変化しています。その状況を、妊娠・出産・子育てを家族のみに任せるのではなく、地域でさまざまな関係機関や人が支援し、孤立を防ぐことが必要なことであり、そのための一つの事業として、先ほど諮問をお願いしました産後ケア事業や、前回の健康づくり協議会でご説明しました、「子育て世代包括支援事業」が妊娠・出産・子育て期を通して必要であると考えています。

「子育て世代包括支援事業」は、保健推進課に「母子保健コーディネーター」と、こども部門に「子育てコンシェルジュ」が専任で配置され、妊産婦から育児中の親の困りごとや不安に対する支援など必要な情報提供を行い、子育て世代の孤立を防ぎ、安心して育児できるよう支援していきます。

今回の報告事項であります「産後うつ」についてですが、今年 4 月末に新聞に掲載されました「新たな自殺総合対策」に関する、厚生労働省の有識者検討会の報告書の中に、新たに「産後うつ」の問題について、対策の重要性が指摘されました。

「産後うつ」の対策としましては、現在ある赤ちゃん訪問や産前産後サポート事業、乳幼児健

診、7 月開始の産後ケア事業の宿泊型など、妊産婦を支える事業があります。

来年度に向けては、より手厚いサポートができるよう産婦の自宅又は近所の助産師が運営する乳房ケアや育児相談室等の身近な所でケアを受けられる産後ケア事業の日帰り型についても実現に向けて準備を進め、今後改めて、この協議会でご意見を伺いたいと考えています。

これからも産前産後の支援体制をしっかりと検討し必要な支援を実施していきたいと考えております。私からの報告は、以上です。

阿部会長

今後、充実させていくというものです。

只今の説明について、委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。確認したい内容等ございますか。

中川委員

この事業をこれから活発に運営していくとこのことで期待されるころではございますが、これら事業で得た情報のその後の取扱いについて、情報を使用する際に同意を得るという点で、インフォームドコンセントを適切に行う必要があると思います。

事務局（武田課長）

現在、想定している事業の洗い出しをしていませんのでわかりませんが、情報を使用する場合はそのようなことが必要だと思います。産後ケアの日帰り型については、今後検討していきたいという話が担当者よりありましたが、利用者と市の話になるので、情報の使用については同意を得てからの手続きで考えています。

中川委員

病気やうつという表現があったので情報の使用には、神経を使うところかと思います。

阿部会長

実施にあたってはそこを十分に配慮して行うということですね。

事務局（武田課長）

ただし、これら事業では、そういう病状になる前の未然予防の事業となりますので、病気等の情報などの取扱いはない状況とっております。

阿部会長

ご相談を受けたときに振り分けるといったら変ですけど、病院にいったほうがいい場合と、相談業務で対応できる場合と分かれると思うので、そのあたりは専門の方々と協力して行っていくということでしょうね。

阿部会長

他にございませんか。

無いようですので、4 点目の報告事項に移りたいと存じます。

「歯周病検診、後期高齢者歯科健診の実績報告」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白川主査）

資料 3 の歯周病検診、後期高齢者歯科健康診査でございますが、これにつきましては、平成 27 年度第 4 回の健康づくり推進協議会におきまして、自己負担額等のご審議をいただき、平成 28 年度に事業開始となりましたので、今回実績報告をさせていただきます。

最初に、歯周病検診について私からご報告いたします。

歯周病検診は、平成 28 年 6 月より市内 23 箇所の医療機関に委託して事業を実施しております。健康増進法では、高齢期における健康を維持し食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的として、対象年齢を 40 歳、50 歳、60 歳、70 歳としておりますが、石狩市では妊娠中の歯周疾患や虫歯の早期発見、その後の子育てにおける虫歯予防にも役立てていただくために、妊婦さんも対象に加えております。

資料 3 にありますように、受診数は一般で 77 人、妊婦さんで 39 人でした。受診率は近郊の市と同程度です。昨年度までは集団検診の方法で実施しており、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間の平均受診数が 19.6 人でしたので、一般の方の受診数は 4 倍ほどに増加しました。

結果内訳では、異常なしの方は少なく、受診者の 8 割が要指導または要精検で歯周病や虫歯などの指摘を受け、ブラッシング指導や治療に結びついています。

歯周病については、市民の方の意識の差が大きく、全く関心の無い方、あるいは個人的に数ヶ月毎にかかりつけの歯科医院を受診し、積極的に予防ケアをされている方もいらっしゃいます。また、必要性を感じながらも、仕事などの都合で受診を先延ばしにしている方も多い状況と思われます。

周知方法としては、広報やホームページのほか、5 月に全対象者への個別の案内通知、更に 10 月には受診勧奨のハガキ送付を行いました。妊婦さんに対しては、母子手帳の発行時にリーフレットの配布をし、初産婦さんへの電話掛けの際にもお知らせしています。

また、歯周病の啓発の取り組みとして、昨年 10 月の健康づくりフェスタでは、口腔ケア相談のコーナーを設けました。口臭や噛む力、虫歯菌の測定、歯科医師や歯科衛生士による相談を行ない、76 名の利用がありました。大変好評でしたので、今年の健康フェスタでも実施する予定です。歯科医院や公共機関等に掲示するポスターの作成も予定しております。

事業開始から 1 年が経過しましたが、歯周病検診はまだ広く市民には浸透していない状況ですので、今後も普及啓発に努め、札幌歯科医師会北支部の方や委託医療機関の皆様の協力をいただきながら、実施していきたいと考えています。私からは、以上です。

事務局（松木主査）

私からは、平成 28 年度後期高齢者歯科健康診査の実績について、ご報告させていただきます。

後期高齢者歯科健康診査は、高齢者の口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等の疾病予防を目的に北海道後期高齢者医療広域連合が実施している事業を石狩市が受託して実施をしています。開始時期については歯周病検診と同様に平成 28 年 6 月からとなっています。

石狩市に住所を有する後期高齢者医療被保険者を対象とし、申込みをいただいた被保険者に自己負担額を記載した受診券をお送りして、個別健診を受けてもらう方法で取り進めてきました。

平成 28 年度の受診の実績については資料 3 のとおりとなっています。

事業の周知方法としましては、広報やホームページへの掲載のほか、5 月に全対象者へのちらしの配布、窓口での事業紹介、1 月には未受診者に対する受診勧奨ハガキの送付を行いました。

最終的には 96 名の受診申込みがあり、受診は 50 名という結果となりましたが、その中には、受診券を使わずに最初から保険診療された方も多くいらっしゃいました。

受診率には結びついていませんが、歯科健診がきっかけとなり治療を受けていただくことができました。

また、平成 27 年度まで実施されていましたが歯周病の集団検診を受診された後期高齢者の人数は、直近で平成 26 年度が 0 名、平成 27 年度が 2 名のみだったことからこの歯科健診事業が歯の健康保持に関心を持っていただく良い機会になっているものと考えております。

今回、事業を実施していく中で必要性が伝わらないという意見や義歯なので受診の必要はないのではという質問もありました。

歯だけではなく、かみ合わせや唾液の状態等、総合的に口腔環境を良い状態に保つことが健康寿命を延ばすためにも重要だということを知っていただけるよう、周知方法や内容について工夫をしていきたいと思います。私からは以上です。

阿部会長

只今の説明について、委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。確認したい内容等ございますか。

説明にもありましたが、受診率だけを見ってしまうと非常に低いですが、実数は 4 倍になったという説明がありましたので前進はしています。

歯科医の立場で江頭委員は、今回のこの事業結果についてどう思いますか。例えば受診率を上げるためにはとか。

江頭委員

妊婦の受診率がここまで高いのは逆にすごいことだと思います。低体重児の出産と歯周病の関係はすごくつながりがあって、口の中のケアがどれくらい結びつくかということを知っていない方が多いと思います。なぜ口の中の健康を守らないといけないのかももっとメディアでやっていただければいいと思います。健康をテレビで取り上げるのは多いですけど、歯周病を取り上げるのは少ないですね。誤嚥性肺炎という言葉は聞いたことはあるけどどうやって予防するかわか

りませんよね。

医科のほうからはここ 1、2 年ですね、オペの前に口の中の点検を依頼されるようになったのは。そのぐらいの認識レベルなので市民の方の認識が低いのもわかります。

地道にこのようなことをやってくことが大切だと思います。

阿部会長

自治体としては、江頭委員の言うように地道に周知啓発をやっていくことが大切なんですね。

一般の市民目線で言うのであれば、NHKなどで取り上げていただければ効果も大きいと思います。放送局に対するアプローチというのはできるものですかね。難しいところですね。期待したいなと思います。

阿部会長

他にございませんか。無いようですので、これをもちまして報告事項は終了いたします。

5. その他

阿部会長

それでは最後に次第 5 の「その他」となってございますが、事務局より何かございますか。

事務局（笠井主査）

次回の協議会開催のスケジュールについて、ご説明申し上げます。

事務局で検討しているスケジュールとしましては、今年度の協議会を、あと 1 回、秋頃の開催で予定しております。

次回の協議会では、平成 30 年度以降の、新たな事業展開など、委員皆様からのご意見を頂戴したく考えているところでございます。

なお、次回の開催に際しましては、皆様の日程を調整のうえ、開催日を確定させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。私からは以上です。

阿部会長

それでは、全体を通して委員の皆様から何かございますか。

6. 閉 会

阿部会長

他にございませんか。無いようですので、これをもちまして、

「平成 29 年度第 1 回石狩市健康づくり推進協議会」を閉会いたします。

遅くまで皆様、お疲れ様でした。

平成 29 年 6 月 30 日 議事録確定

石狩市健康づくり推進協議会 会長 阿 部 包